

## 第5号議案

### 県立高等学校の授業料等の減免及び徴収の猶予に関する 規則の一部改正について

県立高等学校の授業料等の減免及び徴収の猶予に関する規則の一部改正について、次のとおり提案します。

令和元年9月13日

広島県教育委員会教育長 平川理恵

- 1 提案要旨  
県立高等学校の入学料の免除を実施するため、関係規則の一部を改正する。
- 2 一部を改正する規則案  
入学料の免除に関する規定を追加する。
- 3 施行期日  
公布の日。ただし、入学料の免除については、令和2年度以降に入学する者から適用する。
- 4 根拠規定等  
別紙のとおり



広島県教育委員会規則第 号

県立高等学校の授業料等の減免及び徴収の猶予に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年九月 日

広島県教育委員会

教育長 平川理恵

県立高等学校の授業料等の減免及び徴収の猶予に関する規則の一部を改正する規則

県立高等学校の授業料等の減免及び徴収の猶予に関する規則（昭和五十一年広島県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>県立高等学校の授業料等の減免及び徴収の猶予並びに入学料の免除に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この教育委員会規則は、県立学校の授業料等に関する条例（昭和三十二年条例第六号。以下「条例」という。）第四条の規定による県立の高等学校の授業料及び受講料（以下「授業料等」という。）の減免及び徴収猶予並びに入学料の免除について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(授業料等の減免)</p> <p>第二条 授業料等の減免を受けることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一六 (略)</p> <p>(徴収猶予)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>一 第二条各号のいずれかに該当する者に準ずる者</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(入学料の免除)</p> <p>第四条の二 入学料の免除を受けることのできる者は、保護者が地方税法に基づく個人の市町村民税の非課税である者とする。</p>	<p>県立高等学校の授業料等の減免及び徴収の猶予に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この教育委員会規則は、県立学校の授業料等に関する条例（昭和三十二年条例第六号。以下「条例」という。）第四条の規定による県立の高等学校の授業料及び受講料（以下「授業料等」という。）の減免及び徴収猶予について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(減免)</p> <p>第二条 授業料等の減免を受けることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、学費の支弁が困難であり、かつ、教育上特に必要があると認められるものとする。</p> <p>一六 (略)</p> <p>(徴収猶予)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>一 第二条各号のいずれかに該当する者に準ずる者であつて、学費の支弁が困難であり、かつ教育上特に必要があると認められるもの</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 (略)</p>

(申請)  
第五条 授業料等の減免又は徴収猶予（以下「減免等」という。）を受けようとする者（前  
四条第一項第二号又は第三号に該当する者を除く。）は、保護者と連署した「授業料等減免徴収猶予（期間延長）申請書」（以下「減免等申請書」という。）に、第二条に該当する者又は第四条第一項第一号に該当する者であることを証明する書類を添え、申請しなければならない。ただし、第二条の二の規定により授業料を免除する場合には、この限りでない。

2 入学料の免除を受けようとする者は、保護者と連署した「入学料免除申請書」に、前条に該当する者であることを証明する書類を添え、申請しなければならない。

(決定)  
第六条 前条の規定による申請に基づき、授業料等の減免等又は入学料の免除を決定したときは、必要な事項を本人に通知する。

(取消し)  
第七条 (略)  
2 前項の規定による届出があつたとき、授業料等の減免等の事由が消滅したと判明したとき、又は虚偽の申請に基づき、授業料等の減免等若しくは入学料の免除を受けたものであると判明したときは、その減免等又は免除の処分を取り消すものとする。

(雑則)  
第九条 この教育委員会規則に定めるもののほか、授業料等の減免等及び入学料の免除に関して必要な事項は、教育長が定める。

(申請)  
第五条 授業料等の減免又は徴収猶予（以下「減免等」という。）を受けようとする者（前  
条第一項第二号又は第三号に該当する者を除く。）は、保護者と連署した「授業料等減免徴収猶予（期間延長）申請書」（以下「減免等申請書」という。）に、第二条に該当する者又は前条第一項第一号に該当する者であることを証明する書類を添え、申請しなければならない。ただし、第二条の二の規定により授業料を免除する場合には、この限りでない。

(決定)  
第六条 前条の規定による申請に基づき、授業料等の減免等を決定したときは、必要な事項を本人に通知する。

(減免等の取消し)  
第七条 (略)  
2 前項の規定による届出があつたとき、又は減免等の事由が消滅したと判明、若しくは虚偽の申請に基づき、減免等を受けたものであると判明したときは、その減免等の処分を取り消すものとする。

(雑則)  
第九条 この教育委員会規則に定めるもののほか、授業料等の減免等に関して必要な事項は、教育長が定める。

## 附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行し、この教育委員会規則による改正後の県立高等学校の授業料等の減免及び徴収の猶予並びに入学料の免除に関する規則の規定による入学料の免除については、令和二年度以降に高等学校に入学する者から適用する。

○県立学校の授業料等に関する条例

昭和三十一年三月二十六日条例第六号

**第二条** 県立学校においては、別表の定めるところにより、生徒等から同表に定める額の授業料等を徴収する。

(徴収の時期及び方法)

**第三条** 授業料等の徴収の時期は、次の各号に定めるとおりとする。

三 入学料 入学手続の際、徴収する。

(入学者選抜料、入学料、授業料、聴講料及び受講料の減免及び徴収猶予)

**第四条** 知事は、やむを得ない事情により学費の支弁が困難と認められる者及び教育上特に必要と認める者に対しては、入学者選抜料、入学料、授業料、聴講料又は受講料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

**別表** (第二条関係)

学校	授業料等の種類	単位及び金額	徴収対象
高等学校	入学料	全日制の課程	入学する者
		定時制の課程	
		専攻科	